

平成28年度 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業  
(系統性のある支援研究事業)  
成果報告書(概要版)

実施機関名(白川町教育委員会)

## 1. テーマ

特別な支援を必要とする子供を対象に、白川町子ども発達支援システムを運用し、移行期における「途切れのない支援・引継ぎ」の在り方を研究する。

## 2. 問題意識・提案背景

本町は平成25年にそれまでの白川町障害児就学指導委員会規則を廃止し、白川町発達支援連携協議会規則を制定した。この規則をもとに白川町発達支援連携協議会を設置すると共に、妊娠期から中学校を卒業するまで「途切れのない支援」をする白川町子ども発達支援システムを構築した。このシステムは、子供の成長に合わせて保育園や小・中学校が連携する縦の連携とそれぞれの成長段階で本町の教育委員会教育課(学校教育係・子育て支援係)、保健福祉課、ことばの教室だけでなく、町外の専門機関などからの指導を受ける横の連携を図り、個別の教育支援計画を作成しながら個別の支援を引き継いでいく仕組みである。

このような取組を始めて4年間が経過し、進級や担任の交替などの環境の変化があっても安定した生活を送る児童生徒が増えている。しかし、小学校から中学校や中学校から高等学校への移行期の引継ぎに関しては、この仕組みをさらに改善・充実していく必要がある。

## 3. 目的・目標

本町は平成25年度から白川町子ども発達支援システムを運用し、途切れのない支援の取組を継続している。また、平成27年度には白川町版の個別の教育支援計画・個別の指導計画の様式を作成し、平成28年度は保護者等と連携して個別の教育支援計画を作成するようにしている。これらの実践を定着させ、より確実なものにするために、本事業を通して下記の事項を研究する。その研究成果は学会や教職員研修会等で発表し、広めていく。

- ・児童生徒の特性に応じた個別の支援や環境調整等について
- ・保護者等と連携して作成する個別の教育支援計画とその活用について
- ・校内の進級時の引継ぎ、校種間の移行期の引継ぎの時期・内容等について

## 4. 主な成果

白川町子ども発達支援システムの運用の一環として白川町版の個別の教育支援計画の作成を位置づけることで有効に活用することができた。すなわち、1学期の前在籍校での小学校教育支援部会で、学校は該当する全児童の個別の教育支援計画を提示・

説明し、授業参観後には適切な支援や就学先について協議した。3学期の教育支援部会では、6年生の該当者を対象に、個別の教育支援計画の提示と進学に向けての情報の引継ぎ、今後の指導の方向などを検討した。こういった白川町の取組の目的や方法については、加茂郡教育研究所主催の夏季研修講座や日本LD学会にて発表した。

児童生徒及び保護者の同意を得ながら年度初めに白川町版個別の教育支援計画を作成し、さらに年度末にはそれを引き継ぐ体制や手順は徐々に定着してきた。これは白川町子ども発達支援システムという体制の整備と共に、保護者と学校との信頼関係の形成、引継ぎの重要性の理解が深まってきている証である。

白川町地域連携支援会議（継続支援研究地域運営協議会のこと）の設置により、大学教授による専門的な指導を受けたり、高等学校担当指導主事による高等学校の現状などを知ったりすることができた。今年度の事業では小学校（前在籍校）から中学校（後在籍校）への引継ぎを研究の課題としているが、高等学校への進学や将来の就労までを視野に入れた研究の重要性を認識することができた。白川町では保育園から小学校へ、小学校から中学校へ移行する際に各小学校ごとに教育支援部会を開き、関係職員が参加して保育参観や授業参観を行い、その後、全児童生徒の情報の引継ぎを行っている。また、一部の児童生徒については年度末に保護者も参加したケース会議を行って引継ぎをしたり、春休み（学年始休業日）中には入学式の下見をしたりすることによって、新しい環境に移行できるようにしている。さらに、入学後の間もない時期に保育園職員や教育委員会職員等が小学校1年生の授業を参観し、年度末の引継ぎがうまく行われたかを確認する取組をしている。白川町地域連携会議では中学校から高等学校への進学時の引継ぎに関して、白川町の取組から生かせるものを吟味することができた。

## 5. 指定校における取組概要

### ①持続的な引継ぎシステムを指向した個別の教育支援計画等の作成方法等の研究

白川町子ども発達支援システムでは白川町発達支援連携協議会規則に基づき、白川町発達支援連携協議会とその部会として保育園発達支援部会、小学校教育支援部会などを設置している。特に小学校教育支援部会は町内すべての小学校に設置し、小学校職員、校区の保育園職員、進学する中学校の職員、白川町（教育委員会・保健福祉課）職員、町ことばの教室職員、専門アドバイザーが参加して開催している。小学校では特別な支援を必要とする児童の個別の教育支援計画を閲覧し、授業を参観して有効な支援や環境調整を検討した。

途切れのない支援（系統性のある支援）について関係者に周知し、理解と協力を得るため、白川町子ども発達支援システムのリーフレット（平成26年度版）を改訂し、町内保育園、小・中学校及び町内外の関係機関に配布した。

白川町教育委員会では平成26年度に設置した発達支援対策監が本事業の学校間連携コーディネーターの職務を担当し、また、前在籍校に学校間連携サブコーディネーターを設置した。個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎに関して、発達支援対策監は前在籍校の特別支援教育コーディネーターに指導・助言を行い、前在籍校の特別支援教育コーディネーターは学校間連携サブコーディネーターと共に中学校（後在籍校）に進学するための移行支援を実施した。

白川町版の個別の教育支援計画は平成 27 年度に様式を改訂しており、平成 28 年度はその様式を使って保護者等と連携して作成している。引継ぎに関しては、保護者の確認の署名ないしは押印のあるものを小学校から中学校へ引き継いでいる。また、教育委員会においては個別の教育支援計画の写しを保管している。

#### ②進学前後における適切な引継ぎ内容及び時期等の研究

白川町地域連携会議規則を制定し、白川町地域連携会議（継続支援研究地域運営協議会）を設置した。大学教授や教育事務所の高校籍の指導主事にも委員として参加を依頼した。大学教授からは前籍校の児童の特性に応じた個別の支援のあり方を指導してもらったり、指導主事からは近年の高校生の実態や高等学校における特別支援教育の実態を指導してもらった。また、年度末には前籍校から後籍校高へ進学する児童一人一人についての支援のあり方を大学教授から指導してもらい、それを双方の学校の職員が聞くという研修を行った。

平成 28 年度は小学校から中学校への引継ぎが主な研究課題であるが、平成 29 年度は中学校から高等学校への引継ぎの研究へと切り替えていきたい。

#### ③児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する体制の整備評価手法

前述のように、白川町では平成 27 年度に個別の教育支援計画の様式を改訂し、平成 28 年度は保護者等と連携してこれを作成していくようにしている。年度末などには保護者から確認（引継ぎ）の署名または押印をもらい、上の学年や小学校から中学校へ引き継いでいる。同意を得ることに関しては、引継ぎの同意の前に、個別の教育支援計画を作成することの同意の方が先にあり、それは保護者と学校との信頼関係の形成があってこそできる。そのためには、白川町版個別の教育支援計画の様式や白川町発達支援システムのリーフレットを見せて理解を得たりしながら丁寧に進めていくことを大切に実践した。

## 6. 今後の課題と対応

白川町では白川町子ども発達支援システムを運用し、保育園発達支援部会、小学校教育支援部会などを開催すると共に、白川町版の個別の教育支援計画、個別の指導計画の様式を活用することで、町内小・中学校間においては支援を途切れさせない取組（系統性のある支援）がなされている。

今後は白川町地域連携支援会議を開催し、中学校から高等学校への引継ぎをスムーズに行えるようにするために、ブリッジシート（仮称）の内容や引継ぎの時期・方法などについて研究していく。そのために岐阜県教育委員会が実施している「高校生活支援シート」をはじめとする先行事例の調査、県教委（教育事務所）の指導などによって開発していきたい。また、そのシートの活用は町内の学校にとどまることなく、広域で活用できることを目指していく。

## 7. 指定校について

### 【前在籍校】

（小学校の場合）

指定校名：白川町立白川小学校

第1学年

第2・3学年（複式学級）

第4学年

第5学年

第6学年

	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	9	1	5	1	8	(1)	13	1	9	1	14	1
特別支援学級					1	1	1	1	1	(1)	2	(1)
通級による指導 (対象者数)	4		1		2		4		1		3	
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育 支援員	スクールカウンセラー	その他	計	
教職員数	1	1	8	1	3	(1)	1	3	(1)	2	20	

## 【後在籍校】

(中学校の場合)

指定校名：白川町立白川中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	48		2		39		2		36		1	
特別支援学級	1		1		3		(2)		2		1	
通級による指導 (対象者数)												
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育 支援員	スクールカウンセラー	その他	計	
教職員数	1	1	11	1	4	(1)	1	2	(1)	1	22	

## 8. 問い合わせ先

組織名：白川町教育委員会

- (1) 担当部署 教育課学校教育係
- (2) 所在地 岐阜県加茂郡白川町河岐 1645 番地 1
- (3) 電話番号 0574-72-2317 (内 332)
- (4) FAX 番号 0574-72-2340
- (5) メールアドレス kyouiku@town.shirakawa.lg.jp